

『唐詩選事証』と『唐詩国字弁』

大庭 卓也

要約

我が国における『唐詩選』受容史研究において、これまで十分に検討されていない本橋霞岫著『唐詩選事証』（明和五年跋刊）の成立経緯を明らかにする。その結果、本書の注釈の多くが、『唐詩選国字弁』（従来、伝存未詳の書とされる）、『唐詩要解』（明和六年刊）という岡島竹陽（生没年未詳）が著した二つの注釈書に依拠している点、そして竹陽の『唐詩選国字弁』は実は、京都の書肆文林軒田原勘兵衛から著者名を伏せて出版された『唐詩国字弁』（明和三年〜七年刊）のことであった点を指摘する。先行研究では、田原刊『唐詩国字弁』の著者は宇野東山（享保二十年〜文化十年）であると考えられていたが、本稿ではそれに異を唱え、後に江戸の書肆嵩山房小林新兵衛が服部南郭の講義筆記と銘打つ『唐詩選国字解』（天明二年刊）を出版した背景の一つを明らかにする。

キーワード

漢籍国字解、国字訳書、服部南郭、本橋霞岫（子恭）、岡島竹陽（安斎）、宇野東山、『唐詩選故事』、『唐詩要解』、『唐

詩選諺解』、『唐詩選国字解』、『絶句解』

一

本橋霞岫著『唐詩選事証』（半紙本二冊、明和五年跋刊）は、『唐詩選』第六・七巻に収録される五七言絶句の注釈書である。注には、詩語の典故や詩人の経歴などを説明する漢文注と、詩意を説明する国字訳の二様があり、下冊末には服部南郭が校訂した和刻本『唐詩選』（享保九年初刊）に付載される荻生徂徠の跋を置いて、これにも両様の注が加えられている。次第に述べるように、著者の霞岫としては漢文注に重きを置いているようだが、もちろん、字数のうえでは漢字片仮名まじりの国字訳のほうが紙幅の多くを占めており、むしろこちらが本書の中心をなしているような印象である。

平野彦次郎氏はその著『唐詩選研究』（明徳出版社、昭和四十九年）のなかで、漢土と我が国とで行われた「唐詩選参考書」の一つに『唐詩選事証』があることを指摘し、簡潔な説明を加えておられる。その後、いく人かの研究者は本書を手にかけているようだが、その内容にまで立ち入った考察はまだ提出されていない。

これまで本書があまり取り上げられずにいる理由は、なんとと言っても伝本の乏しさにある。もちろん『国書総目録』

また、彼と親交をもった人物を垣間見せているのが、上册の冒頭に置かれる、

(一) 明和四年(当該年の干支は丁亥だが、原本は「明和乙亥」に誤る)九月、岡島竹陽撰「唐詩選事証序」

(二) 明和四年(同じく原本は「明和乙亥」と誤る)九月既望、本橋霞岫撰「唐詩選事証後序」

と、下册の末尾の、

(三) 明和五年七月、浅見龍在撰「唐詩選事証跋」

以上三つの序跋文である。

(一)「唐詩選事証序」を書いた岡島竹陽(生没年未詳)は、もと唐通事でのちに荻生徂徠が主催した訳社(唐話講習会)の講師に迎えられたことで知られる岡島冠山(延宝二年—享保十三年)の男。名は順、字は忠甫、安斎とも号し、長州萩藩儒を務める。この序文は、唐虞三代より後漢において優れた人材が多く現われ詩の応酬が盛んであったことから、詩文の能力により人材を採用して隆盛をみた唐の詩文、宋元における詩の衰退、明の古文辞派による盛唐詩への回帰、その学説の日本への流入までを大観した堂々

たる文章。後半では、霞岫と浅からぬ学問的な交際があったことに触れており、霞岫は、あるいは竹陽あたりを通じて護園古文学辞学を吸収した学者であったか。ちなみに序文の文字は、竹陽の筆跡を写刻体に彫ったもの。必ずしも字画にこだわらない筆は力強く、文章とあわせて一家の風格をそなえている。末の署名は「平安岡島順書于東都安斎」。引首に「天倪」(陽刻楮円印)、署名の脇に、上は「岡順和印」(陰刻方印)、下は「忠蔵氏」(陽刻方印)の印章がある。

(三)「唐詩選事証跋」の浅見龍在は、内題下にも、

「 明 濟南 李攀龍編選

日本 常陽 橋鮮子恭解

東都 見龍在子由録 』

と、本書の編著者として霞岫とともに名を連ねており、おそらく霞岫の弟子筋にあたる人物。それぞれの名に付けられた「解」「録」の文字から、霞岫の原稿を龍在が現状のよう編集したのでろう。跋という文体上、ひかえめな書きぶりであるため、特に見るべき内容をもたないが、版下の龍在自筆もまた、少しも渋滞の跡を感じさせない、なかなか見事な草書である。現在ではほとんど無名となった学者の書にすら、江戸時代中期における文化の成熟を見る思い

唐詩選事証序

蓋嘗聞之文章開乎氣運所謂
 人才文章與世污隆昔在智
 虞之際風氣醇龐元愷應
 運而生三代之隆百僚師師
 多士濟濟以膺於君臣之
 盛於本朝之上而下及東京
 建安代不乏人云惟唐以詩取
 士酌之道於斯為盛矣至
 宋元古唐之音蓋萬如矣
 是不由於士習未醇而風氣
 漸漓耶明興北地信滿

臨竹園藏序一

図3-1 『唐詩選事証』岡島竹陽序

攘臂執可死極倡復古先揭
 之旗鼓逮七子輩相踵出同
 盟匡合力挽唐人風致詩家
 之政一掃新之使去子杜復起
 必在駢采者抑亦氣運然
 邪非邪吾

唐詩選事証

日本昌大德化文風以播近世
 二三宗工鉅匠奉李王之教
 發之嚆矣而海內悲然嚮風
 買二家餘勇者何限時矣哉
 余嘗著唐詩選國字辨全
 部唐詩的要解若干卷有故

臨竹園藏序二

図3-2 同



図3-3 同

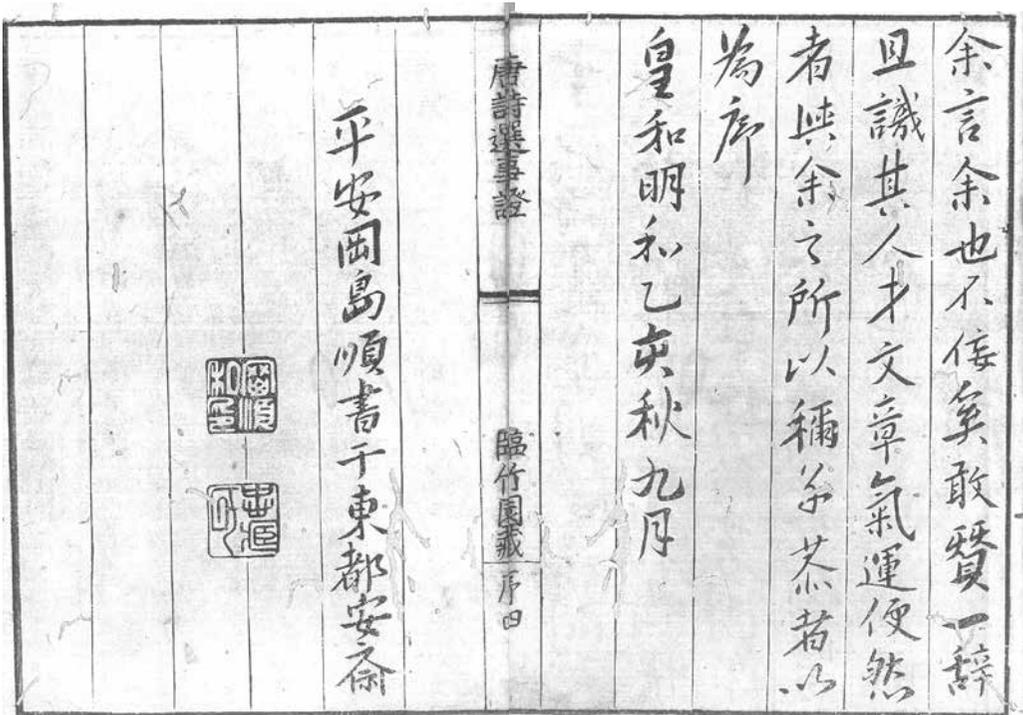


図3-4 同

がする。末の署名は「明和五戊子秋七月東都淺見龍在謹書」
司馬門外要谷堂」。引首に「友古」（陽刻楕円印）、署名の
後に「見龍在印」（陰刻方印）と「子由氏」（陽刻方印）の
二顆の印章。

なお本書の上冊、下冊ともに奥付や刊記の類はない。出
版元を示すのは先にも述べたとおり、見返しと柱の「臨竹
園蔵」という文字のみ。すなわち本書は、書肆によって売
り弘められたものではなく、霞岫の家塾で版木を所有管理
のうえ刷り出し、もっぱら塾に出入りの人々の間で行われ
ていたということになる。伝本が稀であるのは、こうした
事情によるのであった。

そのように考えると、見返しの「臨竹園蔵」の文字の下
の「魁受」（陽刻方印）、「霞岫」（陰刻方印）、下冊の本文の
余白に（二）本橋霞岫の「唐詩選事証後序」の署名ととも
に版刻されるものと同じ「鮮」（陽刻円印）、「霞岫」（陰刻
方印。見返しの「霞岫」印とは別でやや大きいもの）など、
霞岫の朱印が各所に実捺されるのは、いわば検印のような
ものである。とすれば、九州大学本と架蔵本に共通して見
られる、見返しの大題に重ねて捺す「肘曲枕」（陽刻円印）
や、（二）霞岫の後序の引首に捺す印文不明の陰刻長方印な
ども、同様の役割を担う霞岫の所用印ということになる。

また、架蔵本は後に表紙を替えられて原態をとどめない
が、九州大学本を見ると、本書の原表紙は、書肆から売り

出されていた『唐詩選』関連書の表紙がみなそうであった
ような、唐本風の薄茶色よりやや赤味がかった赤茶に近い
色をしている。四隅の角を落とした子持ち枠の題簽も、こ
の方面の書物にはあまり見かけない意匠で、こうしたかす
かな特徴なども、本書が霞岫の塾蔵版であることを示して
いるのではと思われる。

従って本書の成稿や刊行の時は、三つの序跋文が書かれ
た年時によって推し量るしかなく、成稿は明和四年九月頃、
刊行は翌明和五年七月頃ということになる。

三

本書の成立経緯については、やはり（二）本橋霞岫の「唐
詩選事証後序」について、著者自身が語るところに耳を傾
けなければならぬ。左に全文を書き下し、若干の注釈を
加えておく。

唐詩選事証後序



服子曰く、「詩は興象を貴ぶ。祇に謂ひて心を擾る。胡ぞ
喋喋として之を解することを用ゐることを為ん」と。誠
なるかな、斯の言や。吾が東方、昔日、二三の先達有り
と雖も、之を譚るに止まり、未だ之を注するを肯ぜず。

今や、老儒後生皆「唐詩、唐詩」と曰ひて、家ごとに注し戸ごとに刻し、率ね孟浪に属し、空を鑿つこと太甚なり。或いは傑然たるがごとき者有るも、亦た一薫一蕪にして、概ね初学の歩みを悞はしむるに過ぎざるのみ。何を以てか微意の在る所を知るに足らんや。余今著す所は、要は事証、語由を明らかにするに在るのみ。其れ詩意を解するに至りては、国字を以て之を注し、其の大略を視るなり。間、諸書の舛訛あるに至れば則ち、口中の雌黄を以て之を竄め、必ずしも其の書目の姓氏を題せず。具眼或いは之を知るか。五七絶の稿已に脱して、序を竹陽君に請ふ。君既に之に序し、因りて賜ふに、其の著す所の『唐詩国字弁』若干巻を以てす。余以て十の七を斯に采りて、功既に成すことを得たり。自ら命ずるに事証を以てす。凡そ若干巻、庶幾はくは、聊か以て初学の徒に便し、亦以て寒郷の士に恵まんことを。是れ、余の志なり。固より一に不朽の具に備へんと意ふこと無かれと云ふ。明和乙亥秋九月既望 本橋鮮撰す。



(陽刻円印)



(陰刻方印)

西筑寿山劉安生書



(陽刻方印)

一 服子 和刻本『唐詩選』の校訂者である服部南郭。

二 詩は興象を貴ぶ…用ゐることを為ん 和刻本『唐詩選』に付された、南郭の「附言」(全六条)の第三条目の一節。「興象」は、詩人の心情と詩に表現された風景。「擾心」は、惑わされる。「喋喋」は、口数の多いさま。「祇謂攪心、胡為析理」(『五臣注文選』、呂延祚「進集注文選」表)。三家ごとに注し戸ごとに刻し 本序文が執筆された明和四年九月の段階で出版されていた『唐詩選』の注釈書類としては、明の袁宏道校訂と称する『唐詩訓解』の和刻本(寛文年間刊、京都田原仁左衛門・同勘兵衛の二版あり)のほか、入江南溟著『唐詩句解』(享保二十年序刊、滄浪居藏版)、岡島竹陽著『唐詩選故事』(宝暦八年刊、京都田原勘兵衛・江戸小川彦九郎)、新井白蛾著『唐詩見訓』(宝暦九年序刊、古易館藏版、大坂吹田屋多四郎)、釈覺瑞著『唐詩訳説』(宝暦十年、明和九年刊、含華台藏版、京都田原勘兵衛・同小川彦九郎・伊勢大森伝右衛門・江戸須原屋茂兵衛・同前川六左衛門)、千葉芸閣著『唐詩選掌故』(明和元年序刊、松蘿館藏版)、川北伊蒿著『唐詩解選』(明和二年刊、江戸庭川庄左衛門)、肥田董助著『唐詩弁』(明和二年序刊、樞馬館藏版)、著者未詳『唐詩国字弁』(明和三年、同七年刊、京都田原勘兵衛)など多い。これらのうち、岡島竹陽著『唐詩選故事』と著者未詳『唐詩国字弁』については本稿第五節以降において触れる。四 率ね孟浪に属し「孟浪」は、

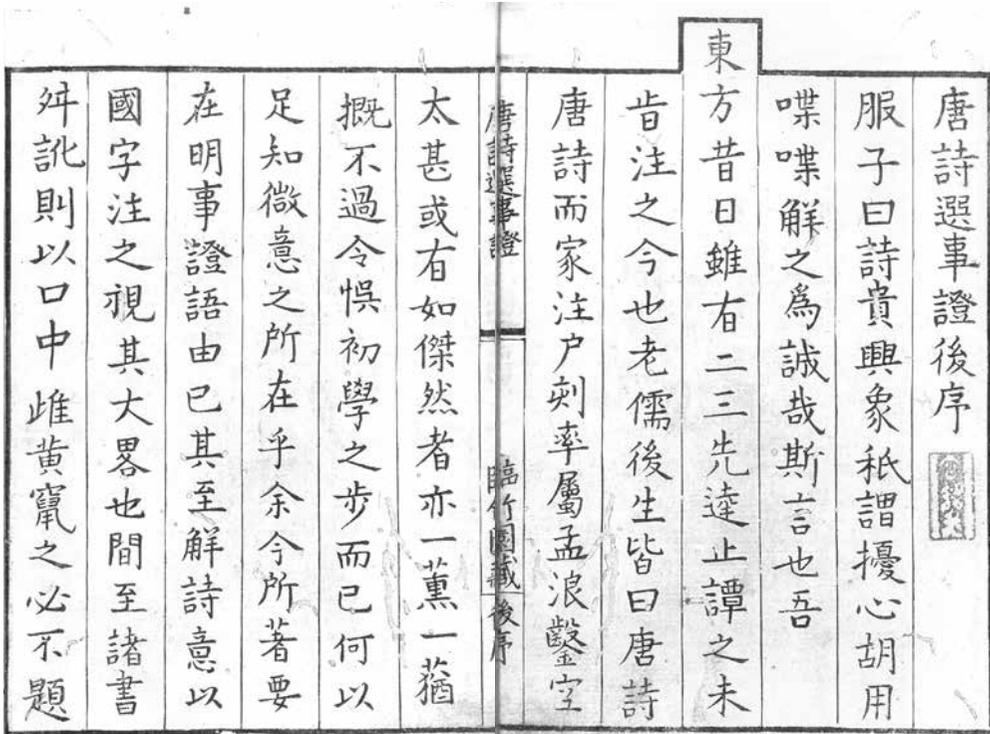


図4-1 『唐詩選事証』本橋霞岫自序

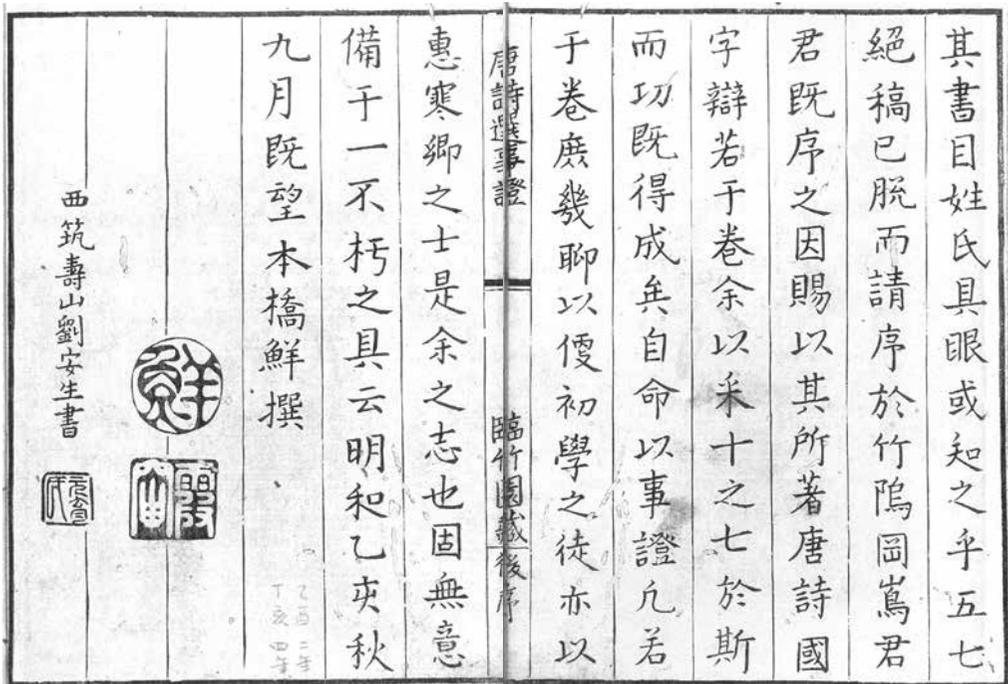


図4-2 同

はつきりしたところがなくて、いいかげんなこと。転じて根拠のない言説の意。「独奈近来坊間諸本、率属孟浪」（和刻本『唐詩選』付載の荻生徂徠跋）。五空を鑿つ空論をたてること。六太甚なり 程度がはなはだしいさま。七傑然たるがごとき者 ずばぬけて優れているように見える注釈書。八一薰一蕪 「薰」は香りのよい草、「蕪」はくさい匂いのある草で、善と悪の例え。一長一短の意。九事証、語由 事実の説明と語句の由来。十舛訛 あやまり。十一口中の雌黄 口で誤りを言い改める。「雌黄」は詩文を改めること。十二寒郷 貧しくさみしい村。十三寿山劉安生 江戸時代中期の南蘋派の絵師、医師。元文元年生、寛政二年没。本姓築氏、字（一説に名）元育（一説に元毓、玄育）、野道人、寿道人、寿山と号す。清水静斎（諸葛監）門。芸州侯侍医となる。墨蘭、墨竹のほか書もよくした（『増訂 古画備考』）。

（服子曰、「詩貴興象」。祇謂擾心。胡用喋喋解之為。誠哉、斯言也。吾東方、昔日、雖有三三先達、止譚之、未肯注之。今也、老儒後生皆曰「唐詩、唐詩」而家注戸刻、率属孟浪、鑿空太甚。或有如傑然者、亦一薰一蕪、概不過程、令悞初学之步而已。何以足知微意之所レ在乎。余今所著、要在明事証、語由而已。其

至解詩意、以国字注之、視其大略也。間至諸書舛訛、則、以口中雌黄竄之、必不題其書目姓氏。具眼或知之乎。五七絶稿已脱而請序於竹陽岡島君。君既序之、因賜以其所著『唐詩国字弁』若干卷。余以采十之七於斯而功既得成矣。自命以事証。凡若干卷、庶幾、聊以便初学之徒、亦以惠寒郷之士。是余之志也。固無意備于不朽之具云。明和乙亥秋九月既望 本橋鮮撰。）

四

霞岫の後序のうち、当面の問題としてまず注目されるのは、霞岫は「事証」と「語由」を説明することを本書の主眼としており、「詩意」については、大まかなところを示したに過ぎないなどと軽視するかのような姿勢をとっている点である。もちろん「事証」「語由」を説明するのは本書における漢文の注、「詩意」を提示するのは漢字片仮名まじりの国字訳である。霞岫の口吻からは、重視していないからこそ詩意を仮の文字すなわち国字で示した、という意図も読み取られようか。

そうした姿勢の拠り所となっているのは、服部南郭の「詩貴興象」。祇謂擾心。胡用喋喋解之為」という、過度の注釈によって詩意を規定し、その広がりやを阻害してしま

うことを戒める言葉である。我が国における実質的な『唐詩選』の紹介者によるこの発言は、当時護園古文辞学の流れを汲む学者たちの間で大きな影響力をもっていたと見え、霞岫と親交があった岡島竹陽もそれを胆に命じた一人なのであった。この点については、後にまた述べる。

さらに注目しておきたいのは、添え物にすぎないと言う国字訳を完成させるために、霞岫が大いに参照した書物を挙げている点である。序文を依頼した岡島竹陽から贈られた『唐詩国字弁』若干巻」がそれであり、自身の国字訳の七割ほどは、その説を採用したとも記している。

この書物の貸借については、(一) 岡島竹陽の「唐詩選事証序」にも述べるところがある(原、漢文。傍点は筆者による。以下同)。

： 吾が日本昌大にして、徳化して文風播かる。近世、二三の宗工鉅匠、李王の教へを奉じ、之を発して嚆矢たり。而して海内斐然として嚮風して二家の餘勇を買ふ者、何ぞ時を限らんや。余嘗て、『唐詩選国字弁』全部、『唐詩要解』若干巻を著す。故有りて世に公にせず、諸を紙苑に投ずること旧し。友人橋子恭、頃日、亦た于鱗氏の選に於いて、国字を以て之を注し、附するに事証、語由を以てす。諄々として唯だ謹みて五七絶の二牀、既に成り。而して餘も亦た將に続けて之を著さんとす。其の

績、勤めたりと謂ふべきなり。庶幾はくば、初学の士、是の集に染指せば、則ち速やかに開天の士と手を一堂に握らん。豈に愉快ならずや。余、是に於いて、挙げて嚮に著す所の『国字弁』、諸を子恭に与ふ。惟だ讎校の具に備へしめんと欲するのみ。：

ここでは書名が『唐詩選国字弁』となっているが、今は著者である竹陽の呼び方に従っておく。右によると、竹陽は『唐詩選国字弁』とあわせて『唐詩要解』という注釈書も著していた。「全部」「若干巻」との言い分けを字面のままに受け取れば、前者は『唐詩選』全七巻の国字訳書、後者は『唐詩選』の幾巻かの注釈書ということになる。また、これら二書を著した時期を「嘗て」と記すからには、それはこの序文を執筆した明和四年よりもかなり以前のことである理由から両書とも世に問うことなく長い間そのままにしていたと言い、そして『唐詩選事証』の出来映えに感銘を受けて、自著の『唐詩選国字弁』を「挙げて」すなわち、そのすべてを霞岫に与えたとも述べている。

(二) 霞岫の「唐詩選事証後序」のほうでは、竹陽から『唐詩選国字弁』の「若干巻」を贈られたとあって、またしても記述が少し食い違っているが、ともかく『唐詩選事証』の国字訳は、竹陽の『唐詩選国字弁』という書物の説を多く吸収して作られたのであった。

五

冒頭で触れた平野彦次郎氏『唐詩選研究』の「唐詩選参考書」一覧には、以上に見てきたような『唐詩選事証』の序跋文の文言によりながら、竹陽の『唐詩選国字弁』も未見書として挙げるが、同じく竹陽が未公開の著書として言及していた『唐詩要解』のほうは挙げておられない。何故であろうか。もうひとつ気がかりに思われるのは、『唐詩選事証』とほぼ同じ頃、竹陽の『唐詩選国字弁』と一字違いで、(二)霞岫の「唐詩選事証後序」に見えていたものと同じ書名である『唐詩国字弁』という国字訳書が京都で出版されているが、平野氏の一覧にはこの書物も数えられていないことである。

『唐詩国字弁』は半紙本三冊、著者名は記されておらず、著者未詳の書物。上冊(五七言古詩の部)は明和三年二月、下冊(五七言絶句の部)は翌明和四年十一月、中冊(五七言律詩、五言排律)は数年をへだてた明和七年七月というように、約四年の歳月をかけて全冊の出版を完了させている。比較的摺りの悪い後刷本には、内題や尾題はそのままに題簽だけを「唐詩選諺解」と変えたものがままあり、後にそのような一名も与えられたようである。版元は、漢土より早く我が国へもたらされた『唐詩選』注釈本の一つである『唐詩訓解』を和刻した、京都の文林軒田原勘兵衛。

以下本稿では、竹陽の未公開の著書と言う『唐詩選国字弁』との混同を避けるため、本書を田原刊『唐詩国字弁』と呼ぶことにする。

田原刊『唐詩国字弁』については、ここ数十年の間に諸氏によって研究が進められ、著者は江戸の儒者宇野東山(享保二十年―文化十年)であると推定されている^(注2)。東山は『唐詩選解』(はじめ宇野東山塾蔵版として天明三年刊、後に江戸の嵩山房小林新兵衛が求版して天明四年刊、同所より増補改正版が寛政八年刊)、『(呉山附注)唐詩選弁蒙』(寛政二年刊、江戸嵩山房小林新兵衛・京都田原勘兵衛)など、この田原刊『唐詩国字弁』とほぼ同内容の国字訳書をくり返し出版し続けた人物である。ただ、ここでも気がかりなのは、諸氏の研究において、『唐詩選事証』、そしてそこから知られる竹陽の注釈書類が、検討の範囲に入れられていない点である。

今、私は竹陽の『唐詩選国字弁』と田原刊『唐詩国字弁』の関係に注目しようと思っているのだが、先行研究ごとに未検討の書物を残していることに、大きな不安を感じている。本稿では、いったん『唐詩選事証』から離れ、岡島竹陽の『唐詩選』注釈書類に目を向けるべきようである。

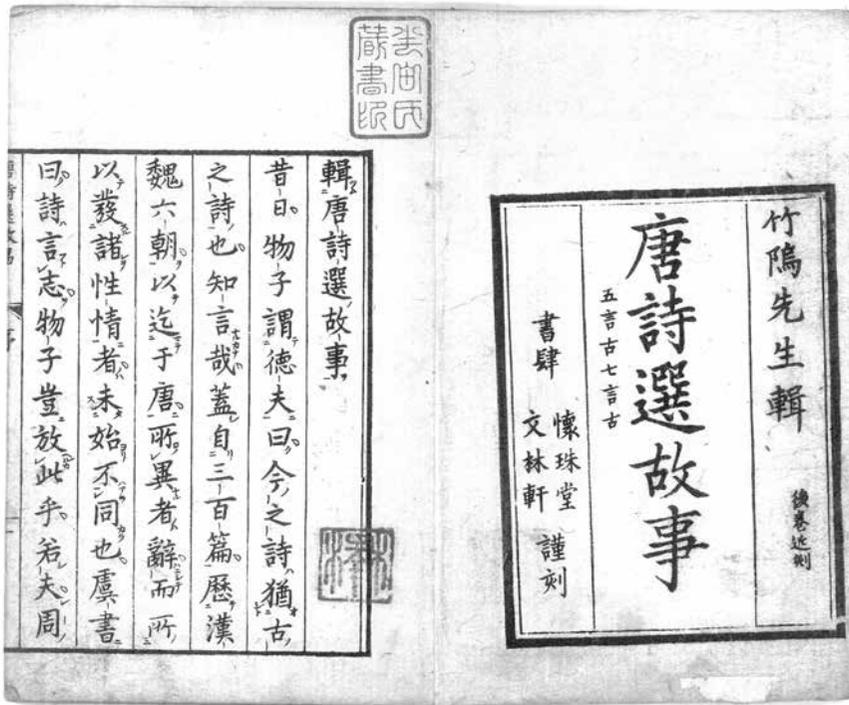


図5-1 『唐詩選故事』岡島竹陽自序（架蔵）

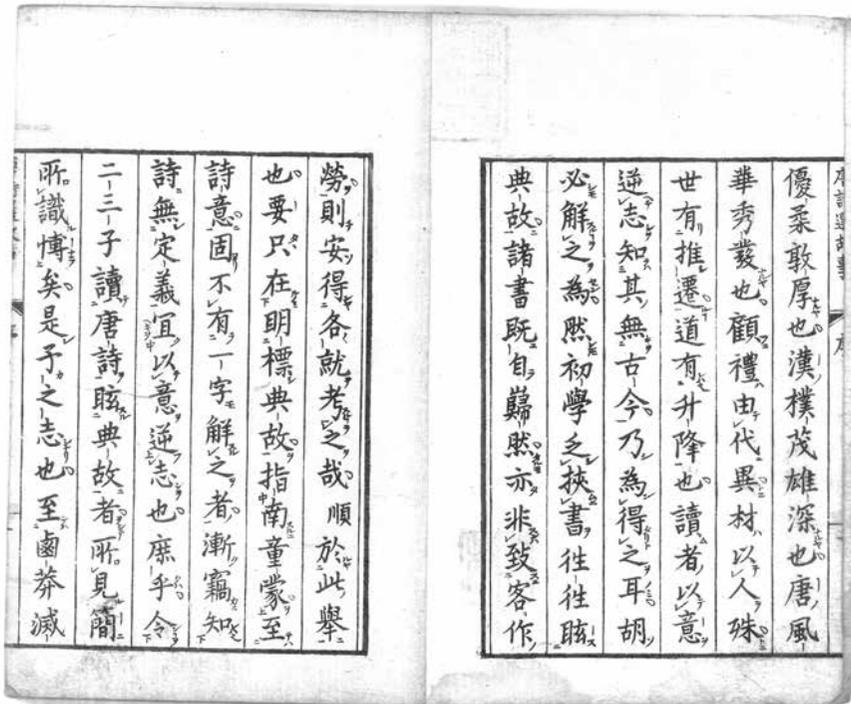


図5-2 同

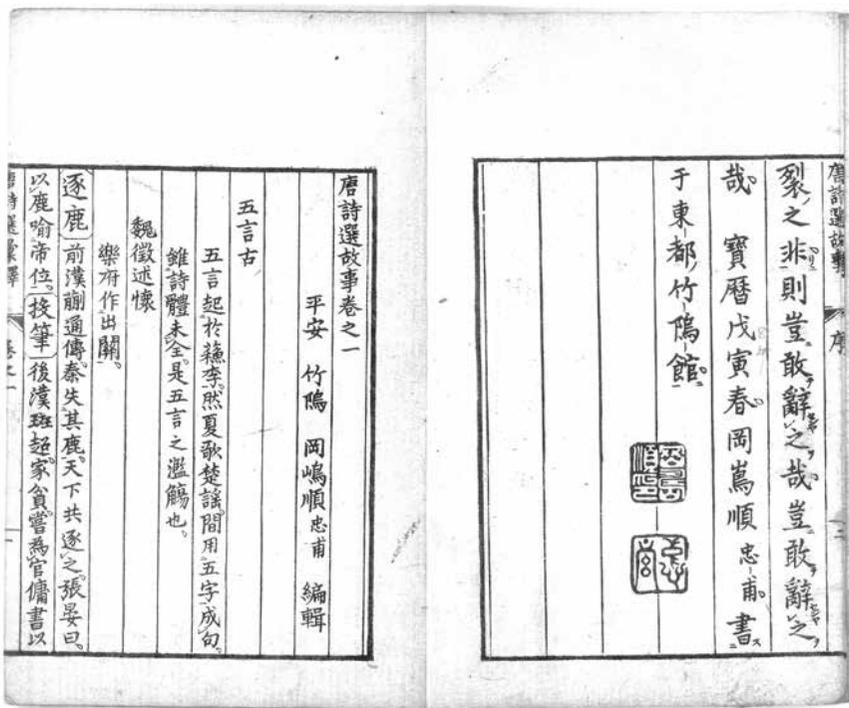


図5-3 同

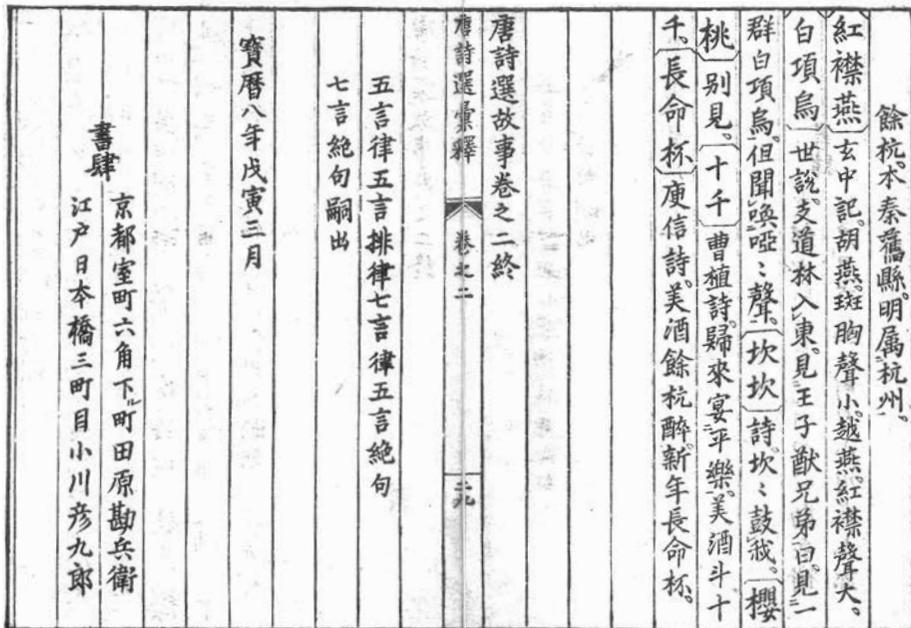


図5-4 同 最終丁

六

まず、『唐詩選故事』、中本二卷一冊。宝暦八年三月、京都の田原勘兵衛と江戸の懷珠堂小川彦九郎の相合版。本文部分の柱題は「唐詩選彙釈」。『唐詩選』第一・二巻に収録される五七言古詩の漢文による注釈書。本書はさして売れなかったと見え、伝本は少ない。例えば『国書総目録』では所蔵機関として京都大学、東北大学狩野文庫など四箇所を記すのみ。

ちなみに、京都の本屋仲間が扱った本屋同士の紛争関連書類の目録『(京書林行事) 上組濟帳標目』^{注3)}の宝暦六年の条には、江戸で「唐詩彙解」という書物の出版申請がなされ、それに対して田原勘兵衛が自店出版の『唐詩訓解』の類版として提訴していた記事が見えている。「選」の字の有無、そして「彙釈」と「彙解」の違いはあるが、この記事は時期から見ても、あるいは『唐詩選故事』に関わるものか。『上組濟帳標目』の翌宝暦七年の条には、

一、『唐詩彙解』、江戸表にて願人有_レ之候所、田原勘兵衛方『唐詩訓解』并願写本に差構、江戸行事より御願申上候所、板行無用に被_レ為_レ仰付_二候事。江戸往復并田原勘兵衛より西御役所へ書上候事。

と、この書物は結局江戸での出版が許されなかったとも見えている。私の推測が正しいとすれば、『上組濟帳標目』に言う、出版を申請した「願人」とは小川彦九郎を指し、結局、相版とすることで勘兵衛と折り合いが付いていたということになる^{注4)}。

また本書には宝暦八年春の竹陽の自序があり、曰く、本書は詩中にもまえられた故事を明らかにしたまでで、詩意を一字も説明していないのは、詩の解釈に定義はなく、詩人の言わんとするところを素直に汲み取るべきことを知っているからだ、と。これは明らかに、過度の注釈によって詩意を規定することを戒めた南郭の説を意識した発言である。内容は、原詩の本文は提示せず、典拠を持つ語句だけを抜き出してそれぞれ漢文で説明する。見返しに「後巻近刻」、刊記に「五言律、五言排律、七言律、五言絶句、七言絶句嗣出」と続編の出版予告があるが、実現はしていない。

次に、『唐詩要解』、小本二巻一冊。明和六年七月、京都の田原勘兵衛版。『唐詩選』第六・七巻に収録される五七言絶句の漢文による注釈書。本書は、(一)竹陽が明和四年に書いた「唐詩選事証序」で未公開の著書として挙げられていたもので、その二年後に、やはり勘兵衛が出版を引き受けていたのである。本書の伝本も少なく、やはり『国書総目録』を参考にすれば、所蔵機関として慶応大学など二箇所のみが登記される。

朝李于鱗唐詩選原本以蔣注	而傳之不能而言之耳今有明	幾於誤人者皆為坐于其不知	故近世諸家有其說如林徃徃	者則欲兼功於太半既難哉是	得其說自夫非得心術於言表	唐詩要解 自序 一	不金玉由百世之下頌其詩欲	也且唐人於詩也追琢其章莫	為其不知而傳之不能而言之	之詩豈可莫解乎所惡於解者	夫三百篇尚有傳有箋則后世	唐詩要解序
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------

図6-1 『唐詩要解』岡島竹陽自序（架蔵）

鄉邑山川故趾其關乎詩者並	以為且官名典故時事及郡縣	悟在沒器勦說雷同雖多亦奚	貴興象只在知其趣也若夫大	舉故無事乎冗長焉何則以詩	解所務訓蒙而已庶辭達而理	唐詩要解 自序 二	非夫幽識莫能洞究不佞今作	有遣詞激切者有宅心隱微者	於海內有年矣豈不媮快乎然	頓復于于鱗氏之舊厥刺大行	物茂卿之徒服元奮剔抉幾盡	行固屬孟浪不則順先人執友
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

図6-2 同

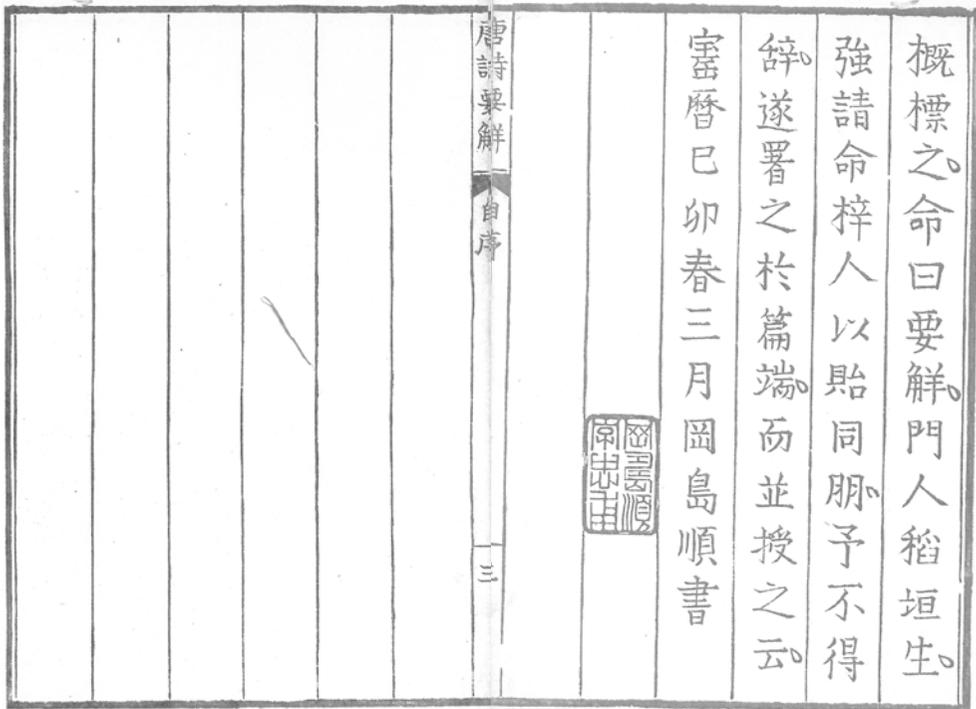


図6-3 同

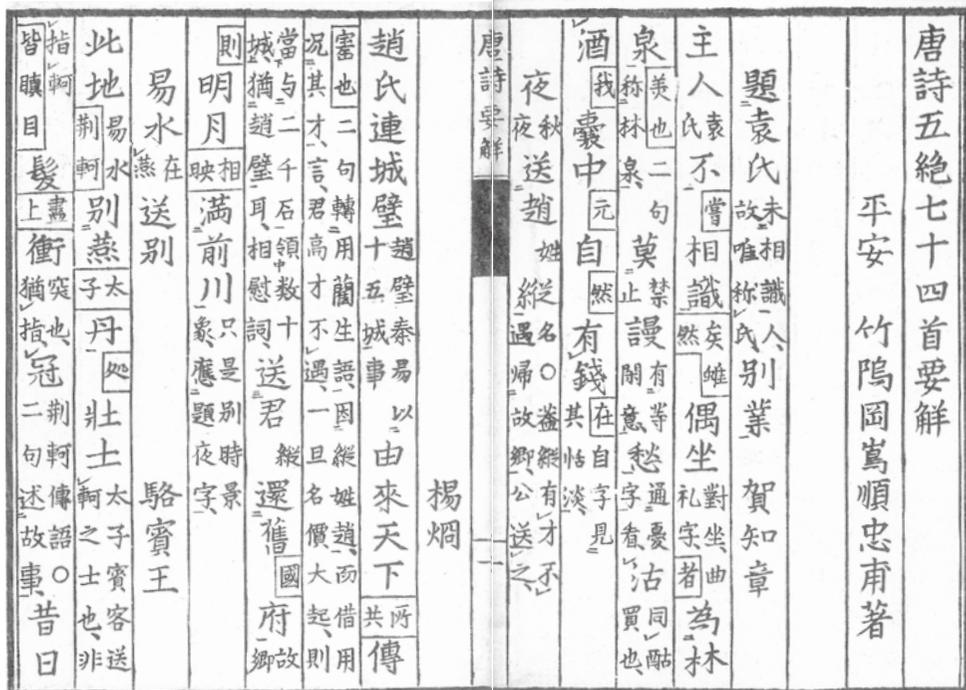


図6-4 同 五絶の部初丁

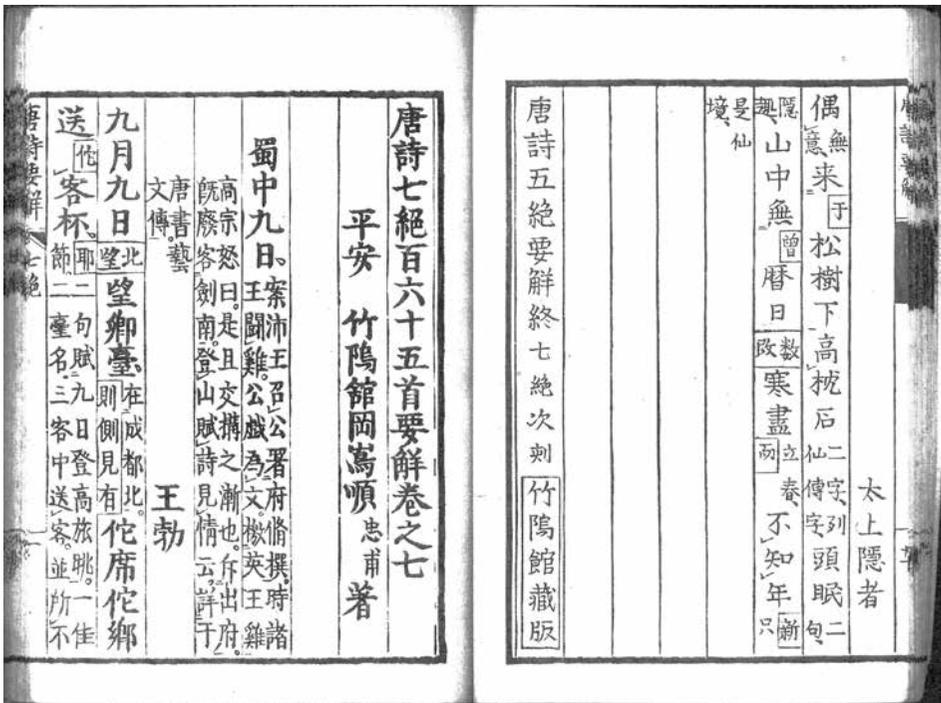


図6-5 同 五絶の部最終丁裏・七絶の部初丁表

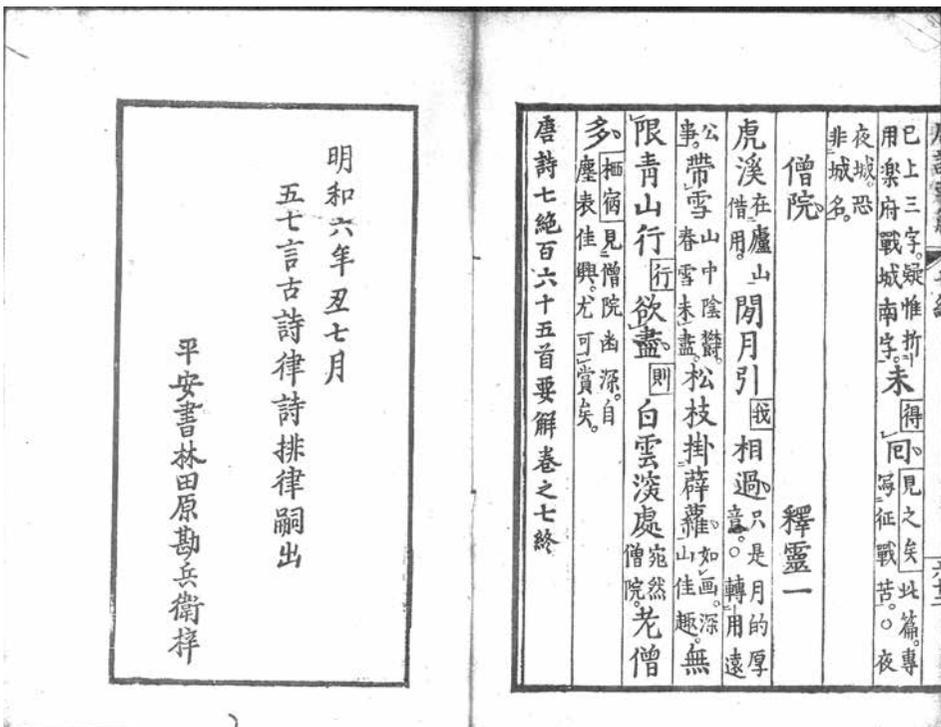


図6-6 同 七絶の部終丁裏・奥付

冒頭に宝暦九年三月の竹陽の自序があり、ここでも南郭の「詩貴興象」の説を引きながら過度の注釈を戒め、「官名」「典故」「時事」「郡県」「郷邑」「山川」「故趾」など、詩意を理解するのに最低限に必要なものを説明したと断っている。原詩の所々に置かれた小字双行の注がそれであるが、さらに、付け足して読めば詩意がわかりやすくなるという語句を枠で囲んで随所に補っている。こうした体裁は、荻生徂徠が李攀龍、王世貞ら明の古文辞派の絶句を注解した『絶句解』（正編、享保十七年刊、拾遺、享保十八年刊）にならったものである。

また五言絶句の部と七言絶句の部を見比べると、匡郭の寸法、柱の意匠、文字の書体など版面の調子が明らかに異なっている。そのほか内題と尾題も左のように、原『唐詩選』の巻数が加えられるか否かなどの違いがあり、

五言絶句の部内題「唐詩五絶七十四首要解」

同 尾題「唐詩五絶要解終」

七言絶句の部内題「唐詩七絶百六十五首要解卷之七」

同 尾題「唐詩七絶百六十五首要解卷之七終」

さらに五絶の部の尾題下には「竹陽館蔵版」とあるのに対して、七絶の部の終わりににはそれがなく、「五七言古詩、律詩、排律嗣出」と続編出版を予告する勘兵衛の奥付が続く。

して見ると、はじめ五絶の部を竹陽の塾蔵版として出版していたものを、勘兵衛が七絶の部の版刻を引き継いで、一書として出版したものか。続編はやはり未刊。

以上のように竹陽の注釈書を並べてみると、いずれも版元は田原勘兵衛であったことが知られる。また右の二書どちらにおいても、南郭の説を墨守して詩意を提示することに禁欲的な姿勢が貫かれており、この点が、田原刊『唐詩国字弁』の著者名があえて伏せられていることと妙に暗合するのも、私の注意を一層新たにさせるのである。

七

仮に、田原刊『唐詩国字弁』が竹陽の『唐詩選国字弁』であると考えるとして、前掲（一）明和四年九月に執筆された竹陽の「唐詩選事証序」の発言、

： 余嘗て『唐詩選国字弁』全部、『唐詩要解』若干卷を著す。故有りて世に公にせず、諸を紙苑こゑに投ずること旧ふるし。：

と齟齬をきたさないであろうか。この竹陽の発言と、田原刊『唐詩国字弁』、『唐詩要解』の出版状況を、時間の順に整理してみる。

明和三年 三月 田原刊『唐詩国字弁』上冊（五七言

古詩の部）出版。

四年 九月

* 岡島竹隲、「唐詩選事証序」を執筆し、以前に「唐詩選国字弁」全部と「唐詩要解」若干巻を著し、ある理由から公開せずに長い間秘していたと述べる。

十一月

田原刊『唐詩国字弁』下冊（五七言絶句の部）出版。

六年 七月

岡島竹隲著『唐詩要解』出版。

七年 七月

田原刊『唐詩国字弁』中冊（五七言律詩・五言排律の部）出版。

『唐詩要解』のほうは、明和四年の竹隲序文より約二年後の明和六年七月の出版である。すなわち序文執筆の時点では、まだ原稿のままであるから「故有りて世に公にせず、諸を紙苑に投ずること旧し」という言葉に齟齬はない。『唐詩要解』若干巻」とあるのも、先に述べたとおり、出版された『唐詩要解』が、原『唐詩選』第六・七巻に収録する五七言絶句のみを注解したものであることに一致する。さらに、出版された『唐詩要解』には宝暦九年三月の竹隲自序があることも確認したとおりで、脱稿の時期はその頃。

約九年後にあたる明和四年九月の序で、竹隲が「余嘗て：『唐詩要解』若干巻を著す」と顧みるのはごく自然である。

では『唐詩選国字弁』のほうはどうか。竹隲が序文を書いた前年の明和三年には、すでに田原刊『唐詩国字弁』の上冊が出版されており、竹隲の「故有りて世に公にせず、諸を紙苑に投ずること旧し」との記述に一見齟齬があるかに見える。しかし『唐詩選国字弁』の脱稿時期も、『唐詩要解』と同じく十年前後までさかのぼるものと考えれば、それなりの年月の間、手許で原稿を寝かせていたこととなり、いちおう辻褄は合う。また『唐詩選国字弁』全部」と言うからには、序文執筆当時にはすでに『唐詩選』全七巻分の国字訳が完成していたはずである。この点は、田原刊『唐詩国字弁』が明和三年ののち、明和四年、明和七年とやや時間を要してはいるものの、出版が順調に進められていることを説明しているようでもある。

八

どうやら、田原刊『唐詩国字弁』は、竹隲の『唐詩選国字弁』であると仮定しても、さしたる不都合はないようである。ならば次に、両書の内容の比較を試みたい。幸い竹隲の『唐詩選国字弁』の国字訳は、本橋霞岫の『唐詩選事証』において大いに踏まえられている。前掲（二）霞岫の

「唐詩選事証後序」に、

：（岡島竹陽は私に）賜ふに、其の著す所の『唐詩国字弁』若干卷を以てす。余以て十の七を斯に采りて、功既に成すことを得たり。：

とあったとおりである。今は『唐詩選事証』における国字訳を、竹陽の『唐詩選国字弁』の行文をおおまかに示すものと考え、これと田原刊『唐詩国字弁』の国字訳との異同を検証してみる。以下に提示する例のうち、『唐詩選事証』の国字訳に付した傍線部分は、田原刊『唐詩国字弁』の行文と異なるところを大まかに示したものである。すなわち、私の仮定から言えば、傍線部分は本橋霞岫が竹陽の『唐詩選国字弁』の行文を採らず、自身の国字訳を残した箇所ということになる。

比較の結果を先取りして提示しておく、両書の国字訳は大半が酷似している。まずそうした顕著な例を、二つ示す。

* 『唐詩選事証』は【事証】、田原刊『唐詩国字弁』は【刊本国字弁】と略称する。

* 『唐詩選事証』は一句ごとに、田原刊『唐詩国字弁』は二句ごとに国字訳を加えている。比較しやすくするために、後者の形式に揃えて、『唐詩選事証』の二句の国字訳を一つにまとめて提示する。

* 『唐詩選事証』五絶の部と田原刊『唐詩国字弁』は架蔵本、『唐詩選事証』七絶の部は九州大学本により引用する。

* 田原刊『唐詩国字弁』の国字訳には、句読点を兼ねた「・」が加えられており、翻字にあたりそれらをすべて活かした『唐詩選事証』の国字訳には、同様の「・」があるものと無いものが混在しており、ある場合はそれらを活かし、無い場合には私に句読点を加えた。

* 両書の引用ともに、私に濁点を加えた。

* 両書の引用ともに、漢字は通行の字体に改めた。また「𠂔」（トキ）、「𠂔」（コト）、「𠂔」（シテ）などの合字は開いた。

○王維「鹿柴」（五言絶句第十九）

〔鹿柴〕

【事証】・ 輞川ニアリ。王維ト裴迪ト詩ナドヲ作り、ヨリ々出合テアソビシ所デ、ヒロイ下ヤシキノシヅカナ処ヲ作。

【刊本国字弁】鹿柴ハ、輞川ニアリ。王維ト、裴迪ト、ヨリ々出逢テ、詩ナドヲツクリ、アソシタ下ヤシキナリ。広イザシキノ間^カナヤウスヲ云。

〔空山不^レ見^レ人 但聞^二人語響^一〕

【事証】・ コノ所ハ人里ハナレタ空山ナレバ、往來スル人カゲモミヘヌ。シカレドモ、サスガラク山デモナイ下ヤシキユエ、キイテ居レバ、ドフヤラ人声ガスルヤウナ。

【刊本国字弁】此ノ処ハ、人里ヘモ遠イ、空山ノコトユ

ヘ、往来スルモノモナク、人カゲモミヘヌ。サスガニ又ラク山デモナク、別業ナレバ、ドフヤラ人ノ声モ、カスカニキコエルヤウナ。○人声、メズラシキヲ云。

〔返景入深林 復照青苔上〕

【事証】屋舗ノ前ニアル大木ハ、下枝ガナイユエ、ヒルマデハ日ガ少サスガ、八ツ時分ニハ一向サ、ヌ。夕日グレニハ大木ノ下ラク、ツテ、夕日ガ深林ニテラミトサシコム。朝モテラシタガ、又再ビ青苔ノ芝草ノ上ヲテラス。ヲモシロイ。

【刊本国字弁】ヤシキノマヘニ、大木ガアルガ、大木ハ、シタエダノナイユヘ、ヒルノ間ハ、日カゲガ、スコシサシ、八ツジブンニハ、一メンニサシ、又返景ガ大木ノシタラク、ツテ、深林ニサシコム。ケサモ、テラシタガ、復青苔ノ上ヲ照ラス。ヲモシロイ。

○宋之間「送司馬道士遊天台」(七言絶句第七)

〔送司馬導士遊天台〕

【事証】・道士ト云ハ、仙道ヲ学ブ者ヲ云。天台山ニ居ラレタヲ、天子ヨリ召レテ、又天台山ヘ帰ルトキ、官人ドモニ仰付ラレテ、作りテ送リシ詩ノ一首也。

【刊本国字弁】道士ト云ハ、仙道ヲ学ブモノヲ云。天子カラ召サレテ、又天台ヘ帰ル時仰付ラレ、官人ドモガ、

皆詩ヲ作テ送ル。

〔羽客笙歌此地遠 離筵数処白雲飛〕

【事証】・羽仙客ノ打ハヤシハ、中々人間界デハ聞コトナラネドモ、天子ヨリヲ召アツタ故、此人ノ笙哥ヲ聞ガ、モハヤ山エ帰ラル、故、是切デ聞コトナラネバ、此所ヲ違ノヂヤ。ナゴリノ笙哥デザシキハ、ドコモカシコモ白雲ガ飛来リ、モハヤ道士ヲ迎イニキタ白雲トミヘテ、ナラタナゴリヲシイ。

【刊本国字弁】羽客ノ、ウチハヤシナド、云ハ、中々人間デハ、キクコトナラヌガ、此ノ人ノ笙歌ユヘ、キクデアル。今コノ処ヲ、違イ去ラル、ユヘ、コレギリヂヤ。離筵ノ、座敷ヲミレバ、ドコヘモカシコヘモ、白雲ガ、タナビイテ、道士ヲ迎ニ来タヤウスヂヤ。余リ、セハシウテ、ナゴリ惜イ。

〔蓬莱闕下長相憶 桐柏山頭去不帰〕

【事証】・仙客ハ天台ノ桐柏エ帰ラレタラバ、モハヤ人間界エハ来ルコトハゴザルマイ。吾ハ只宮中ノ蓬莱殿ニテ、長ク君ヲ思フデコソアレ、サテタナゴリオシイ。

【刊本国字弁】今、相別レテ、桐柏山ヘ、モドラレタナラバ、モフ此処ヘ帰ルコトハアルマイ。コレヨリ、コナタニ逢フコトハナルマイカラ、蓬莱闕下、禁中デ、長クコナタノコトヲ、相憶デアラフ。○蓬莱闕ハ、天子ノ宮殿ノコト。桐柏ハ、天台ノ別名ナリ。

見られるように、竹陽の『唐詩選国字弁』に多くを拠つたという『唐詩選事証』の国字訳が、田原刊『唐詩国字弁』のそれとほとんど共通していることが確認される。そのさまは、まるで田原刊『唐詩国字弁』をもとに『唐詩選事証』の国字訳が作られたと言っても差し支えないほどである。

九

次に、双方の国字訳が似ていない例を示す。

○崔敏童「宴_二城東莊_一」(七言絶句第百六十二)

〔宴_二城東莊_一〕

【事証】ナシ

【刊本国字弁】ナシ

〔二年始有_二一年春_一 百歳曾無_二百歳人_一〕

【事証】・一年経終ヌレバ、又明年ノ新春ヲ向カヒ、春過レドモ春不_レ尽、年尽ドモ年尽ズ。・人間ハ是ニタガヒテ、百歳ヲ上寿トスレドモ、縦ヒ百歳迄長命タリトモ、百歳迄盛ヲ得ルコトナシ。況ヤ百歳ノ寿ハ保チガタシ。

【刊本国字弁】一年過レバ、始メテ又イツニカワラヌ一年ノ春ガアル。人間ノ寿命ハ、百歳カギリトイヘドモ、昔カラ、百年迄、イキタト云者モナイ。

〔能向_二花前_一幾回醉 十千沽_レ酒莫_レ辞_レ貧〕

【事証】・限リナキ世ニ、限リアル命ヲイタヅラニ過サンモ、本意ナキコトナレバ、花前ニ知己ト共ニ、酒ヲ呑ンデ、イクタビモ可_レ尽_レ醉。・然レバ十千ノ酒ノ価、賈ト云トモ、賈_レ之ニハ価ヲ吝ムコトナク、思フ俣ニ醉ガヨヒ。赤貧トテ酒ヲ賈コトヲ辞儀ヲナサル、ナ。勸_レ酒ノ語ナリ。中心有_レ憂為_レ忘。只可_レ醉。

【刊本国字弁】亭主ヲナヂツテ、人ハ定ナイ者ナレバ、此ヤウニ、花前デ、酒宴ナドヲスルト云フコトハ、度々ハアルマイ程ニ、御亭主モ、酒ガ少々高クトモ、酒ヲ沽ヘバ錢ガイル。貧ナニヨツテ、カハレヌナド、辞退セラル、ナ。百年ノ人モナケレバ、誰デモ、イツ死ナフモシレヌナレバ、只飲テ、シバラクモ、タノシムガヨイ。

これは傍線箇所のとおり、ほとんどの部分が一致しない。類似点を一杯に見積もつて、私が傍線を施していないところも、ことさら類似点と考えるまでもないとも言える。しかし、ここまで両書の国字訳がかけ離れる例はやはり少なく、双方の国字訳が比較的に相似しない例においても多くの場合は、

○孟浩然「春暁」(五言絶句第二十四)

〔春曉〕

【事証】・ネヤノウチデ春夜ノヤウスヲ作ル。此詩サラ
ミトシテ、ナンノ意モナイ羊ナレドモ、真景実情非ニ妙
悟者ニ不能レ道。

【刊本国字弁】ナシ

〔春眠不覺曉 処処聞啼鳥〕

【事証】・夜ガ短イユエ目ハサメタレドモ、ウツラミト
シテトコノウチニ居ル。寝テ居テキケバ、鳥ノ声ガ処
ミデスルガ、夜ガ明タソウナ。

【刊本国字弁】春ハネムタイジブンナレバ、夜ノアケル
ヲモシラズ、ウツラミトシテイレバ、鳥ノ声ガキコ
エル。夜ガアケタソフナ。

〔夜来風雨声 花落知多少〕

【事証】・夕ベハ風雨ガハゲシカツタガ、今ハ雨モヤン
ダソウナ。花ノサカリヂヤガ、夕ベノ風雨デハ定テ落
花シタデアロウ。惜シイコトヂヤ。何ホドヲチタヤラ。
シラヌ多少ゾ。サテミヲシイコトヂヤト、春ヲオシム
ノ情ヲ云タ。

【刊本国字弁】昨夜ハ、風雨ガハゲシカツタガ、定テ花
モ大ブン落タデアラフ。春ノスギユクヲ、惜ム情ナリ。
○ナンノ意モナイヤウナ詩ナレドモ、真景実情非ニ妙
悟者ニ不能レ道。

のように、部分的に田原刊『唐詩国字弁』の行文や語彙を踏襲したと思われるような痕跡が散見するのである。

十

『唐詩選事証』における国字訳が、総じて田原刊『唐詩国字弁』のそれをほぼなぞっていることを確認した。以上に述べてきたことを集合要約すれば、竹嶋の『唐詩選国字弁』と田原刊『唐詩国字弁』とは、同一の書物であると考えなければならぬ。私は、田原刊『唐詩国字弁』の著者は、宇野東山ではなく岡島竹嶋であるという説を、ここに提出しておこうと思う。

そのうえで、私は田原刊『唐詩国字弁』出版の経緯を次のように推測する。田原勘兵衛は江戸の小川彦九郎と共同で『唐詩選故事』を出版したのをきっかけとして、岡島竹嶋が『唐詩選国字弁』と『唐詩要解』という二つの注釈書の原稿も書き上げていることを知った。そして、おそらくは勘兵衛のほうから持ちかけたのだろうが、竹嶋との間で『唐詩選国字弁』出版の話が持ち上がった。竹嶋は、詩意をことごとく規定してゆく国字訳書を世に問うことは南郭の教えに背くものとして憚ったため、著者名を伏せることで合意を得、「唐詩選国字弁」から「選」の一字を取って「唐詩国字弁」として出版した、ということになるのか。この

書名の変更は、当時、江戸の高山房小林新兵衛が大いに売り弘めつつあった服部南郭校訂の和刻本『唐詩選』^{〔注5〕}の類版にならないための処置であったことは、村上氏が指摘されるとおりであろう^{〔注6〕}。ちなみに『唐詩要解』のほうは、詩を理解するうえで最小限におさえた注釈を示した書物であるため、後に竹陽の実名で出版したのであろう。

右のような推測でよいならば、私はさらに以下の三点をも確認しておきたい。第一に、口語体の講義筆記のような文体をもつ田原刊『唐詩国字弁』は、岡島竹陽によって書物として著されていたということ。言い換えれば、いかにも講義筆記のような文体で著されたものであったということである。それは、(一) 岡島竹陽の「唐詩選事証序」に「余嘗て『唐詩選国字弁』全部、『唐詩要解』若干巻を著す」とあるところから自明である。本書が後に高山房小林新兵衛によって、服部南郭の講義筆記と宣伝される『唐詩選国字解』(天明二年刊)へと姿を変えてゆくことと関連して、この点は記憶しておかなければならない^{〔注7〕}。

第二は、護園古文辞学を奉じるひとかどの学者たちが、南郭の説に従って『唐詩選』の国字訳の執筆、ましてその出版に対しては禁忌の念を抱いていたということ。こうした意識がいつ頃まで堅持されたのか、確かな答えを持ち合わせていないが、少なくとも田原刊『唐詩国字弁』の出版が始まった明和三年頃―宝暦九年に南郭が没して約七年後

に当たる―までは厳として守られていたのであろう。竹陽が国字訳書を出版するにあたって、匿名とせざるをえなかったという事実からも、南郭の言説が当時の学者たちにおよぼした影響がいかに大きかったか、思い半ばに過ぎるものがある。

そして第三として、そのような状況であるから、明和初年当時、『唐詩選』全巻通しての国字訳は、実に得難いものであったということ。すでに宝暦九年には、新井白蛾『唐詩児訓』という国字訳書が大坂で出版されてはいるが、これは『唐詩選』の内の五言絶句と七言絶句だけを和訳したものである。その意味で竹陽が完成させた仕事はとても貴重であり、なればこそ、勘兵衛も匿名のかたちを願ってまで出版に踏み切ったのであろう。果たして、竹陽の意思とは裏腹にと言うべきか、田原刊『唐詩国字弁』は大いに売れた。現在でも市場に出回る本書の数の多さが、何よりそのことを物語っている。私はかつて、高山房小林新兵衛が、明和四年から九年にかけて本書を南郭校訂『唐詩選』の類版として訴えて絶版に追い込み、南郭の講義筆記『唐詩選国字解』として再生させた目的の一つには、高山房が出版を目論んでいた『唐詩選画本』(天明八年―天保七年刊)における仮名書きの訳詩の種本を獲得するというねらいもあったのではないかと考えたことがある^{〔注8〕}。当時における『唐詩選』の全国字訳の希少価値を確認できた今、高山房が

竹陽の国字訳すなわち田原刊『唐詩国字弁』に飛びついた理由を、改めて理解できたような気になっているのである。

十一

『唐詩選事証』における国字訳については以上のように考へるとして、漢文注のほうはどうであろうか。漢文注には、詩語の典故や詩人の経歴を説明するものと、詩意をとりやすくするために補足された語句の二種類があり、結論から言えば、後者は竹陽の『唐詩要解』から移してきたものである。(一) 竹陽の『唐詩選事証序』や(二) 霞岫の『唐詩選事証後序』では触れられていなかったが、竹陽は『唐詩選、国字弁』とあわせて『唐詩要解』の原稿も、霞岫に提供していたということになる。

竹陽の二つの注釈書を混合して、漢文注と国字訳を並記するという『唐詩選事証』の構成は、おそらく、荻生徂徠著『絶句解』の注釈書の一つである中川景福著『絶句解弁書』(宝暦十二年刊)に想を得たものであろう。これまでの叙述で触れなかった、『唐詩選事証』の実質的な編集者による(三) 浅見龍在撰「唐詩選事証跋」の冒頭にも、

夫れ、詩の道や亦た汎^{ひろ}し。初学の徒、豈に能く左右すべけんや。明詩の五七絶、猶ほ徂翁の解を得、浸^{やうや}く其の一

斑を窺ふを得たるがごときもの有り。：

とあり、『絶句解』を強く意識していることがうかがわれるのである。

なお前述したとおり、『唐詩選事証』下冊末には、南郭校訂の和刻本『唐詩選』に付載する荻生徂徠跋にも漢文注と国字訳が加えられている。竹陽の『唐詩選、国字弁』であることが判明した田原刊『唐詩国字弁』と『唐詩要解』では、徂徠跋は扱われていないので、『唐詩選事証』における徂徠跋の注と訳については、まるごと本橋霞岫の作成にかかるということになる。

さて、田原刊『唐詩国字弁』は、有木大輔氏が指摘されるとおり、江戸の潜龍堂庭川庄左衛門という書肆によって『唐詩選諺解』(刊記に明和二年あるいは明和四年と偽るが、実際は明和七年以降の刊)と書名を固定したうえで覆刻されている^(注9)。これもやはり、竹陽による『唐詩選』の全国字訳が、いかに多くの読者たちに珍重され歓迎されていたかを示す現象の一つであるが、私見では、宇野東山はこの覆刻本においてはじめて関わってくるようである。このあたりの諸問題は、服部南郭の講義筆記『唐詩選国字解』が創り出される経緯とも深く関係している。稿を改めて述べたい。

注

- 1 中野三敏先生旧蔵本は近時、国文学研究資料館の国書データベースにおいて全冊の画像が公開されている。
- 2 村上哲見氏『漢詩と日本人』（講談社選書メチエ33、講談社、平成六年）、同氏『唐詩選』と嵩山房―江戸時代漢籍出版の側面―（『日本中国学会創立五十年記念論文集』所収、汲古書院、平成十年）、有木大輔氏「宇野東山による『唐詩選』注の変演―日本における呉山山注『唐詩選』の受容―」（『唐詩選版本研究』所収、好文出版、平成二十五年）、浅川哲也氏「漢籍国字解『唐詩選国字解』とその異本―服部南郭は『唐詩選国字解』の講述者ではない―」（『近代語研究』第十七集所収、武蔵野書院、平成二十五年）など。
- 3 宗政五十緒氏・朝倉治彦氏編『書誌書目シリーズ5 京都書林仲間記録』所収、ゆまに書房、昭和五十二年刊。
- 4 村上哲見氏「江戸時代の漢籍出版Ⅱ―江戸嵩山房対京文林軒―」（『中国文学と日本十二講』所収、創文社、平成二十五年）では、『上組済帳標目』の宝暦六・七年の条に見える「唐詩彙解」に関する記事に言及しておられるが（二百四頁）、氏は『唐詩選故事』との関連は考えておられない。
- 5 田原刊『唐詩国字弁』の出版が開始された明和三年三月の時点で、江戸の嵩山房小林新兵衛が売り出していた南郭校訂『唐詩選』には、小字素読本（享保九年の初刊以降、延享二年、宝暦三年、宝暦十一年、明和二年と四回改刻される）、無点本（寛保三年刊）、四声片仮名付本（五七言絶句の部は宝暦八年刊、五七言古詩・五律の部は宝暦十二年刊、排律・七律の部は宝暦十三年刊）の三つの版式があり、特に小字素読本の売れ行きは目覚ましいものがあった。拙稿「和刻『唐詩選』出版の盛況」（初出、東アジア海域叢書13『滄海に交わされる詩文』所収、汲古書院、平成二十四年。のち、拙編『江戸人、唐詩選に遊ぶ』久留米大学文学部創立二十五周年記念特別企画御井図書館貴重資料展図録、久留米大学文学部、平成二十九年、に改稿して再録）参照。
- 6 注4掲出の村上氏論文、二百三頁。
- 7 注2掲出の浅川氏論文においても、氏は、田原刊『唐詩国字弁』や『唐詩選国字解』をはじめ、『唐詩選解』、『呉山山附注』『唐詩選弁蒙』などの宇野東山の国字訳書類の書誌的検討、語学的な観点からの本文比較を行われたうえで、『唐詩選国字解』は、南郭の講述筆記ではないという結論に達しておられる。
- 8 拙稿「補説『唐詩選画本』成立の背景」（『久留米大学文学部紀要国際文化学科編』三十二・三十三合併号、平成二十八年九月）。従来考えられていないことだが、嵩山房小林新兵衛は『唐詩選故事』『唐詩要解』など、田原勘兵衛が出版した漢文による注釈書を訴訟の対象としていない点も、注意しておく必要がある。
- 9 注2掲出の有木氏論文参照。